

No. 1 常任委員会の見直しに関する検討について

【提案趣旨】

現在の常任委員会の名称では、その所管が分かりにくいとの意見がある。また、令和6年度に執行部の大きな組織改正も行われていることなどから、委員会の所管の変更（構成の見直し）も含めて、常任委員会の見直しの必要性等を議論してはどうか。

【関係規定】

委員会条例第2条

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務財政委員会 10人

- 会計室の所管に属する事項
- 市長公室の所管に属する事項
- デジタル市役所推進室の所管に属する事項
- 政策局の所管に属する事項
- 総務市民局の所管に属する事項
- 財政・変革局の所管に属する事項
- 他の常任委員会の所管に属しない事項

経済港湾委員会 9人

- 産業経済局の所管に属する事項
- 港湾空港局の所管に属する事項
- 公営競技局の所管に属する事項
- 農業委員会の所管に属する事項

教育文化委員会 10人

- 都市ブランド創造局の所管に属する事項
- 教育委員会の所管に属する事項

保健福祉委員会 10人

- 保健福祉局の所管に属する事項
- 子ども家庭局の所管に属する事項

環境水道委員会 9人

- 危機管理室の所管に属する事項
- 環境局の所管に属する事項
- 消防局の所管に属する事項
- 上下水道局の所管に属する事項

建設建築委員会 9人

- 技術監理局の所管に属する事項
- 都市戦略局の所管に属する事項
- 都市整備局の所管に属する事項
- 交通局の所管に属する事項